情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) に係る外部結合について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第1項第2号(法令等に基づく外部電子計算機との結合)

(担当部課:健康部保健予防課)

事業の概要

事業名	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)について
担当課	保健予防課
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。) に基づく積極的疫学調査において、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(以下、「HER-SYS」という。) を利用することで、広域的に行政及び医療機関等の情報を共有し、その事務の簡略化及び感染症予防に係る政策立案の迅速化を図る。
対象者	新型コロナウイルス感染症患者、同感染症の疑似症患者及び新型コロナウイルス感染症 患者の濃厚接触者
事業内容	1 経緯 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、国内の患者数の増加により保健所及び医療機関等の業務量が増加しているほか、軽症者等の宿泊療養や自宅療養の実施により患者の居所が多様化してきている。加えて、感染拡大に対応するため、PCR検査(行政検査)に関する業務(検査スポット)の担当者や宿泊療養に係る担当者等、様々な関係者が対策に携わるようになってきている。また、今後の感染拡大状況によっては、広域調整の必要性が高まることも思定される。 こうした中で、国はより効率的に患者等に関する情報を収集し、地域の関係者あるいは必要に応じて地域外の関係者の間での情報共有を可能にする、新たな情報把握・管理システムを開発・導入することとした。システムの利用開始に合わせて、感染症法に基づく積極的疫学調査としての感染症発生動向調査事業実施要綱を改正し、新型コロナウイルス感染症の管理・報告については、当該システムを活用することとなった。なお、感染症法に基づく積極的疫学調査は、法定受託事務と定められている。 2 HERーSYSを利用した感染症発生動向調査の概要 (1) PCR検査(行政検査) ア 発熱、倦怠感等の新型コロナ感染症が疑われる者について、医療機関等では、検体を採取しPCR検査(行政検査)を行う。また、該当者の情報をHERーSYSに入力し、IDを付番する。 4 PCR検査の結果判明後、患者本人に連絡するとともに、その検査結果をHERーSYSに入力する。 (2) 発生届(感染症法第12条第1項) 医師は、新型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合((1)の検査により陽性判定が出た場合等)、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、HERーSYSへの入力により行うことを基本とするが、HERーSYSの入力環境がない場合には、保健所は、直ちに届出内容の確認を行う。 (3) 患者の健康状態等 ア 入院中の者については、原則として医療機関が患者の状況変化、入退院情報等をHERーSYSに入力する。 イ 医療機関以外で療養中の者については、原則本人から聞き取り保健所でHERーSYSに入力を行う。希望者については、原則本人から聞き取り保健所でHERーSYSに入力を行う。希望者については、原則本人から聞き取り、本人に連絡を取った後にHERーSYSに接触者の情報を入力する。
	HER-SYSに係る個人情報の流れは、資料14—1のとおり

件名 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に係る外部結合について

伊方舗 (担业舗)	况 使了 代证
保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の外部結合について
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者:新型コロナウイルス感染症患者、同感染症の疑似症患者及び新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者 情報項目:資料14-2のとおり
結合の相手方	国(厚生労働省)
結合する理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、効率的に患者等に関する情報を収集し、地域の関係者あるいは必要に応じて地域外の関係者の間での情報共有が必要である。広域的に、正確な情報を共有するために、各々の情報について当該システムを介して外部結合する必要があるため。
結合の形態	利用端末からインターネットを経由して、クラウドの上に構築された、当該システムにアクセスすることで利用する。(ただし、データのダウンロードについては、LGWAN回線を利用する。)
結合の開始時期と期間	令和2年7月17日 (予定) から (以降も、同様の外部結合を行う。) (令和2年6月26日から試行運用開始)
情報保護対策	【HER-SYSにおけるセキュリティ対策】 セキュリティ対策について、国より、以下の情報保護対策を行っていることを確認した。 1 運用上の対策 (1) 個人情報保護 「個人情報保護法」を遵守し、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」及び「IPA (独立行政法人 情報処理推進機構)のガイドライン」に準ずることとし、準拠性を第三者機関により確認している。 (2) システム運用事業者にかかる体制情報セキュリティ管理者を設置し、セキュリティ対策に係る事務を統括 (3) 情報セキュリティに対する教育システム運用事業者は、情報セキュリティに関する社内教育を実施(4) 入退室管理データ保管場所について、施設の周辺、建物の内部等、それぞれでセキュリティ保護が用意されており、建物内への不法侵入等を防止 2 システム上の対策 (1) ユーザ認証(ユーザ ID、パスワード、ワンタイムパスワード)(2) ウェブアプリケーションファイアウォールの設置(3) クラウドのマネージドサービスを活用した、DDoS 対策、ログ管理等(4) 通信データ・DB 暗号化(5) セキュリティ・稼働監視を行い、異常等に瞬時に自動対処を行うプログラム適用 (6) アクセス制御(ユーザ登録されていない者のアクセス不可・役割ごと

- のアクセス制限)
- (7) ウイルス対策
- (8) サーバ監視・サーバの脆弱性検査

【区におけるセキュリティ対策】

- 1 運用上の対策
- (1)「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」の遵守
- (2) 区によるユーザ情報の管理(職員、医療機関、感染者等の情報を台帳で管理)
- (3)以下の運用により、二段階認証を行う。
 - ① サイトにアクセスし、ワンタイムパスワードの連絡を受ける固定電話番号を入力する。
 - ② 入力した固定電話番号あてに、電話(音声ガイダンス)がかかってくる。
 - ③ 電話(音声ガイダンス)により、ワンタイムパスワードを聞き取る。

2 システム上の対策

- (1) ユーザ認証 (ユーザ ID、パスワード、ワンタイムパスワード)
- (2) 不正侵入検知システム (IDS)、不正侵入防止システム (IPS) の設置
- (3) Web 脆弱性攻擊防止(WAF)
- (4) 標的型攻擊対策
- (5) ふるまい検知・通報・遮断・通信制御(特定通信のみ許可)
- (6) 対象者データ(エクセル)へのアクセス制御及びパスワード設定